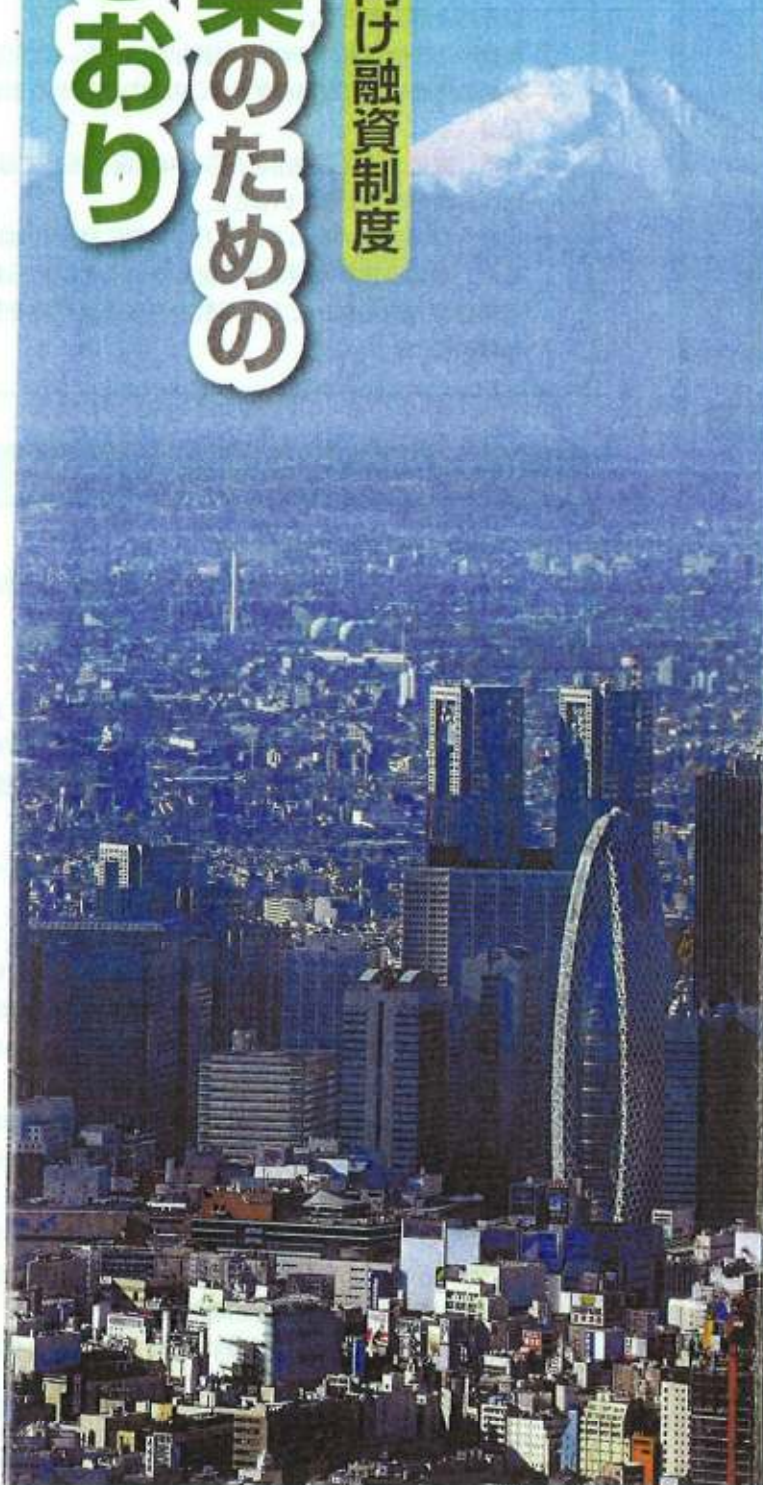


中小企業のための 融資のしおり

平成二十五年度
東京都中小企業向け融資制度



制度融資とは

中小企業の皆様に、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、制度融資取扱指定金融機関の三者が協調して資金を供給する制度です。東京信用保証協会は東京都の制度融資の趣旨に沿って中小企業の信用保証を行い、金融機関は東京都の定めた条件で運転資金や設備資金を融資するものです。ご利用いただくにあたっては、要件等について金融機関、東京信用保証協会の審査を経たうえで、東京信用保証協会の保証を得ることが必要となります。

申込に必要な書類

【申込書】(所定の書式)

- ① 信用保証委託申込書
- ② 信用保証委託契約書
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書

【添付資料】

1 法人の場合

- ① 印鑑証明書
(申込人及び連帯保証人)……………各1部
- ② 商業登記簿謄本……………1部
- ③ 直近事業年度の確定申告書(決算書)
の写し(2期分)……………2部
- ④ 納税証明書
(法人税(その1)又は事業税)……………1部
- ⑤ 見積書の写し(設備資金の場合)……………1部

2 個人の場合

- ① 印鑑証明書
(申込人及び連帯保証人)……………各1部
- ② 直近の所得税確定申告書の写し(2期分)
……………2部
- ③ 納税証明書
(所得税(その1)又は事業税)……………1部
- ④ 見積書の写し(設備資金の場合)……………1部

3 共通

- ① 申込みの制度により
計画書、認定書、証明書等……………1部
- ② 一定規模以上の会社の場合
従業員数に係る確認書類……………1部

※ 1 必要に応じて、この他に確認資料を求められる場合があります。

※ 2 申込書、計画書、該当届等の所定の様式に押印する印鑑は、印鑑登録されている実印をお使いください。

※ 3 小口資金融資をご利用になるには、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であることが必要です。

申込み方法

- ◎ 制度融資取扱指定金融機関になっている都内の銀行、信用金庫、信用組合等から申込みができます。取引がある金融機関の窓口にご相談ください。



- ① 融資申込（金融機関所定様式）
- ② 金融機関から保証協会に信用保証申込
- ③ 保証協会の保証審査
- ④ 信用保証の承諾
- ⑤ 融資の実行

- ◎ あっせん融資申込窓口からも申込みができます。

※あっせん融資申込窓口

東京信用保証協会、東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、東京都中小企業団体中央会、（公財）東京都中小企業振興公社 等

- ◎ 申込書は、制度融資取扱指定金融機関、あっせん窓口にあります。ただし、金融機関に申し込む場合とあっせん窓口に申し込む場合とでは、様式が異なりますのでご注意ください。

ご注意ください

- ◎ 申込みにあたって、あっせん料、仲介手数料等を要求する、いわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋等の第三者が介入する保証申込は一切取扱いいたしません。
- ◎ 法律の認定・承認等を受けることが要件になっている制度においても、認定・承認等によって自動的に融資、信用保証に結びつくものではありません。別途、金融機関、信用保証協会の審査を受ける必要があります。

申込みができる方（①～⑤の条件を全て満たす方）

- ① 資本金の額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下又は、従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下（ただし、政令で定める業種を含む）の中小企業・事業協同組合等
- ② 都内に事務所（住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
ただし、一定の業歴要件が必要となる場合があります。（例）〈極度型〉融資制度は、2年以上事業を営んでいる必要があります。
- ③ 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。（ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではありません。）
- ④ 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあつては、当該許認可等を受けていること。
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと。

ご利用になれない方

- ◎ ご利用になれない業種
農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、宗教法人、非営利団体、その他不適当と認める業種
 - ◎ 次の方はご利用いただけません。
 - ① 保証協会の保証付借入金の返済が不能となり、かわって保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
 - ② 原則として、保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
 - ③ 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立中の場合を含む。）
ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合など「再建・資金状況改善融資（企業再建）」の申込みができる場合もあります。
 - ⑤ 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
 - ⑥ 協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
 - ⑦ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ※このほか、金融機関、東京信用保証協会の審査によりご利用いただけない場合があります。